

瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県が実施する公立高校の全国募集（以下「せとうち留学」という。）について、瀬戸内中讃定住自立圏域（以下「圏域」という。）の公立高校への応募を促進し、生徒数の確保を支援することで、高校や地域の活性化を図るとともに、関係人口の創出や将来的な移住につなげるため、丸亀市の予算の範囲内で瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、せとうち留学の募集枠で、圏域の公立高校に進学する生徒の保護者とする。

(補助金の交付)

第3条 丸亀市長は、補助対象者に対し、20万円の補助金を交付する。ただし、申請額が予算額を超える場合は、予算額を申請数で割り戻した金額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて丸亀市長に提出しなければならない。

- (1) 受験票の写し及び合格したことを証明する書類
- (2) その他丸亀市長が必要と認める書類

2 補助金の申請期間は、出願した年度の3月31日までとする。

(交付決定等)

第5条 丸亀市長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めた申請者に対して、瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 丸亀市長は、補助金の交付決定等に必要となる入学や在学の状況について、関係機関に確認し、報告を求めることができるものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金交付請求書(様式第3号)を丸亀市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第7条 丸亀市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情として、丸亀市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 圏域の公立高校に進学した生徒が、当該高校を退学した場合

2 補助金受給者は、前項第2号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく丸亀市長に届け出なければならない。

(返還請求)

第8条 丸亀市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、瀬戸内中讃定住自立圏せとうち留学促進補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 この条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額

(2) 圏域の公立高校に進学した生徒が、第1学年時に当該高校を退学した場合 全額

(3) 圏域の公立高校に進学した生徒が、第2学年時に当該高校を退学した場合 半額

(4) 圏域の公立高校に進学した生徒が、第3学年時に当該高校を退学した場合 3割

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、丸亀市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。